

市営住宅への入居時の連帯保証人の廃止 と 子育て世帯向け市営住宅の賃貸借契約期間の延長

● 市営住宅への入居時の連帯保証人を不要とします

豊橋市では、市営住宅の入居の際、連帯保証人を1名必要としていましたが、身寄りのない単身高齢者等が増えていることなどから、連帯保証人を確保できないことにより、市営住宅に入居できない事態が生じないようにするため、

令和7年4月1日以降

市営住宅に **新たに入居の申し込みをされる方** に対して
連帯保証人を不要 とします。

現在入居されている方の連帯保証人は、令和7年4月1日以降も継続となります。

ただし、令和7年4月1日以降に

- 入居承継や建て替え移転により新たに契約を行う場合
- 現在の連帯保証人が死亡等により不在となってしまった場合

には、連帯保証人は不要とします。

● 子育て世帯向け市営住宅の賃貸借契約期間を延長します

豊橋市では、子育ての期間を賃貸借契約の期間とした一部の市営住宅を「子育て世帯向け市営住宅」として、子育て世帯に優先的に提供していますが、現在の高校進学状況などを踏まえて、契約期間を延長します。

従来

入居申込み時に最年少の子が、
15歳に達した日以降の最初の3月31日
まで。

令和7年4月1日以降

※ 現在入居されている世帯にも適用

入居申込み時に最年少の子が、
18歳に達した日以降の最初の3月31日
まで。

※ 入居後に、出生などで子が増えた場合には、その子を対象として期間を延長することができます。

次回の子育て世帯向け市営住宅の入居募集は
令和7年5月を予定しています。

詳しくは、**豊橋市営住宅管理センター**

☎ 0532-57-1006 までお問い合わせください。